

新高額障害福祉サービス等給付費のご案内

障害のある方が 65 歳に到達すると、原則として障害福祉サービスから介護保険サービスの利用に移行しますが、その際に利用者負担額が増額するというケースがありました。

このケースを解消するため、平成 30 年 4 月より、各種要件を満たした方について、介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスの利用者負担額を障害福祉制度によって支給する「新高額障害福祉サービス等給付費」が設けられました。

1 対象者

助成対象になるには、以下のような要件を全て満たす必要があります。

| | |
|---|---|
| 1 | <p>65 歳になる前 5 年間継続して、特定の障害福祉サービス（※¹）の支給決定を受けており、介護保険移行後に、これらに相当する特定の介護保険サービス（※²）を利用すること。</p> <p>※1：特定の障害福祉サービス：居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 ※2：特定の介護保険サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは除く。）</p> |
| 2 | <p>65 歳に達する日の前日の属する年度（※）において、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していたこと。</p> <p>※65 歳に達する日の前日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度。</p> |
| 3 | <p>65 歳に到達した後、特定の介護保険サービスの利用月（※）に、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していること。</p> <p>※当該サービスを利用した月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度。</p> |
| 4 | <p>65 歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分 2 以上であったこと。</p> |
| 5 | <p>40 歳から 65 歳までの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと。</p> |

2 償還の対象金額

平成 30 年 4 月以降に提供された特定の介護保険サービスに係る利用者負担額（※）。

（※介護保険法における高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護サービス費（以下、高額介護サービス費等と呼びます。）により償還されたのち、尚残る利用者負担額。）

③ 申請方法

船橋市では、当市で把握しており、本制度の対象になる可能性が高い方には、障害福祉課から毎年秋頃に案内文を送付しています。案内に従って申請書等必要書類をご提出ください。

※介護保険法における高額介護サービス費等の支給額算定が完了したのちに新高額障害福祉サービス等給付費を支給するため、前々年8月～前年7月サービス利用分の償還に関する勧奨通知をお送りします。

尚、案内文は届いていないものの、本制度の対象になるとと思われる場合等には、お手数ですが障害福祉課までお問い合わせください。

④ ご注意いただきたい点

新高額障害福祉サービス等給付費は、介護保険法における高額介護サービス費等により利用者負担額が償還された後に、尚残る利用者負担額が償還対象となります。

そのため、高額介護サービス費等の対象者は、新高額障害福祉サービス等給付費を申請する際に、あらかじめ高額介護サービス費等の支給を受ける必要があります。

高額介護サービス費等の対象となった方には介護保険課、国保年金課からお知らせの文書をお送りしていますので、それぞれ申請を行った後に、新高額障害福祉サービス等給付費の申請をしていただくようお願いいたします。

《お問い合わせ先》

船橋市健康福祉局

福祉サービス部 障害福祉課 計画係

電話：047-436-2307

FAX：047-433-5566

Mail：shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp